

## 序章 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

国において、平成12年から展開されてきた21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の保健医療対策上、重要となる課題について「一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）」の観点を重視した取組が推進されてきました。

今後の取り組みの推進に当たっては、人口減少社会における健康増進対策の意義を『高齢化の進展により医療や介護に係る負担が一層増すと予想されている一方で、これまでのような高い経済成長が望めない可能性がある。こうした状況下で活力ある社会を実現するためには、生活習慣病を予防し、また、社会生活を営むために必要な機能を維持、向上すること等によって、国民の健康づくりを推進することが重要となる』ととらえ、健康増進法に基づき、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本の方針」という）を全部改正し、平成25年度から令和4年度までの21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次））を推進することになりました。

本町においても、このような国の「基本指針」及び「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」を踏まえ、乳幼児期、青年期、壮年期、高齢期等全てのライフステージにおいて、住民一人ひとりの健康意識の向上と積極的な取組を支援するため、健康増進計画を策定します。

### 2. 計画の位置付け

この計画は、国の「基本の方針」及び「福岡県健康増進計画」を勘案して策定するもので、健康増進法第8条に基づく、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画です。

第2次築上町総合計画を上位計画とし、基本理念である「自然と歴史・文化を育む一心と体の健康を求めた豊かな生活の場づくり」を推進するための方策を明らかにしていきます。また、築上町の個別計画である築上町第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第3期特定健康診査等実施計画と一体的に策定することで、築上町国民健康保険保健事業と健康増進事業との連携を図ります。

その他、福岡県がん対策推進計画、福岡県自殺総合対策行動計画、築上町子ども・子育て支援事業計画、築上町地域福祉計画、築上町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画との十分な整合性を図るものとします。

### 3. 計画期間

この計画の目標年次は令和5年度とし、計画の期間は平成31年度から令和5年度までの5年間とします。なお、3年後を目途に中間評価を行い、達成状況を踏まえて目標値等の見直し・検討を行います。

### 4. 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期まで全てのライフステージに応じた健康増進の取り組みを推進するため、全住民を対象とします。